

令和7年度川西町保育料段階的負担軽減補助金について

山形県が実施する「山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金」を活用し、国の幼児教育・保育無償化の対象とならない子どもの、保育料に対し補助金を交付します。

1. 対象者

川西町に住所を有し、次に該当する子どもの保護者

- ・国の幼児教育・保育無償化の対象とならない子ども
- ・0～2歳児クラスで保育の必要性が認められる子ども
- ・父母の市町村民税所得割の合計額が169,000円未満の世帯の子ども
- ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子どもを2人以上監護し、かつ生計を同じくする場合、出生の早いものから数えて第2子以降にあたる子ども（※所得上限なし）

◆父母の市町村民税所得割について

- ・市町村民税所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当・株式等譲渡所得割等の税額控除適用前の金額です。

- ・父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母等の税額も合算します。

◆令和7年4月から8月までは令和6年度課税で、令和7年9月以降は令和7年度課税額で判定します。

◆国の幼児教育・保育無償化の対象について

- ・市町村民税非課税世帯の子または満3歳以上の幼稚園児(1号認定児童)は、すでに無償化の対象となっているため、本補助金は対象となりません。

2. 対象施設・事業

- ①幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業
- ②認可外保育施設・企業主導型保育施設
- ※それぞれ、町外の施設も対象です。

3. 補助額

- ①幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業
- ②認可外保育施設
- ③企業主導型保育施設

- ・父母の市町村民税所得割の合計額が97,000円未満の世帯の子どもは全額支払った保育料と補助上限額のいずれか低い額

- ・父母の市町村民税所得割の合計額が97,000円以上169,000円未満の世帯の子どもは支払った保育料と補助上限額のいずれか低い額の半額

- ・未就学児から数えて第2子以降は支払った保育料の全額

施設・事業名		補助上限額
① 幼稚園・認定こども園の2歳児預かり事業		42,000円
② 認可外保育施設		42,000円
③ 企業主導型保育施設	0歳児	37,100円
	1・2歳児	37,000円

◆①幼稚園・認定こども園の2歳児預かりについて

- 3歳未満の認定対象外の子どもをいいます。1号・2号・3号認定を取得している期間は対象外です。

◆補助の対象について

- 給食費、通園送迎費、行事費などは補助の対象外です。

4. 手続きの流れ

補助対象の要件を確認し、対象となる場合、町健康子育て課へご連絡ください。必要書類をお渡しまたは郵送します。対象の有無が分からない等、ご不明な場合は町健康子育て課へお問い合わせください。

【必要書類】 申請書

保育の必要性に係る申出書及び証明書類（就労証明書）

在園証明書兼保育料証明書

5. 申請期限及び受付場所（保育料4～8月分）

申請期限：令和7年11月28日(金)まで(郵送可)

受付場所：健康子育て課

受付時間：町役場の受付時間は8時30分から17時まで

6. 補助金の支給方法

保育料4～8月分と9～3月分を2回に分けて支給する予定です。

【問い合わせ先】

川西町健康子育て課 子育て係
TEL: 0238-42-6671